

春日井市民会館

お申込みの手引き



平成21年4月1日作成

財団法人かすがい市民文化財団 舞台グループ

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町 5-44
春日井市民会館

TEL:0568-81-5318 FAX:0568-82-8167

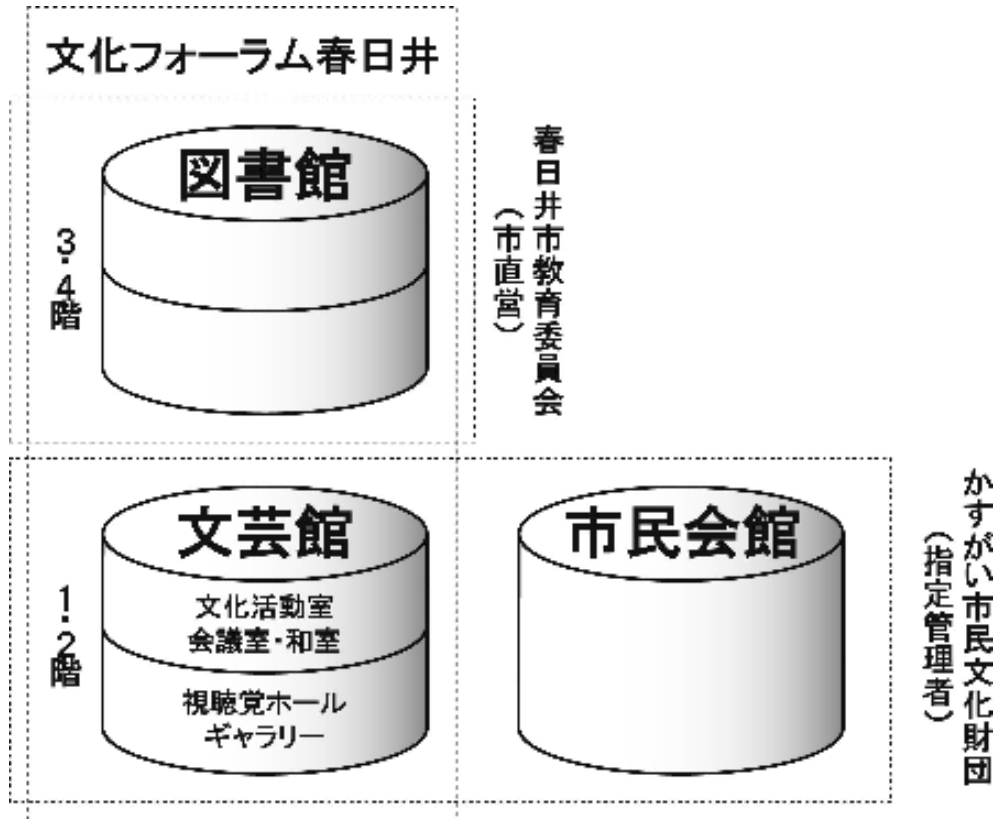
メール:butai-kccf@me.ccnw.ne.jp

ホームページ:<http://www.lib.city.kasugai.aichi.jp/zaidan/>

1 春日井市民会館の概要

春日井市民会館と(財)かすがい市民文化財団について

- 春日井市民会館は、市民の福祉の増進および文化の向上を図るため設置されました。
- 春日井市民会館は、(財)かすがい市民文化財団(以下「財団」と言います。)が春日井市の指定を受け指定管理者として管理しています。



設備概要

- 舞台 間口19.3m×奥行12.0m×高さ8.0m
- 客席 1,151席(うち、車椅子席6席、特別室22席)
- 楽屋 8室(通常1部屋としてご利用している第6楽屋と第7楽屋は間仕切りを閉めて2室としてご利用できます。)

開館時間・・・8時30分～21時30分

- 開館時間 8時30分～21時30分
- 休館日 1 月曜日(祝日の場合は翌日)
2 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
3 その他、設備の点検等のため、臨時に休館することがあります。

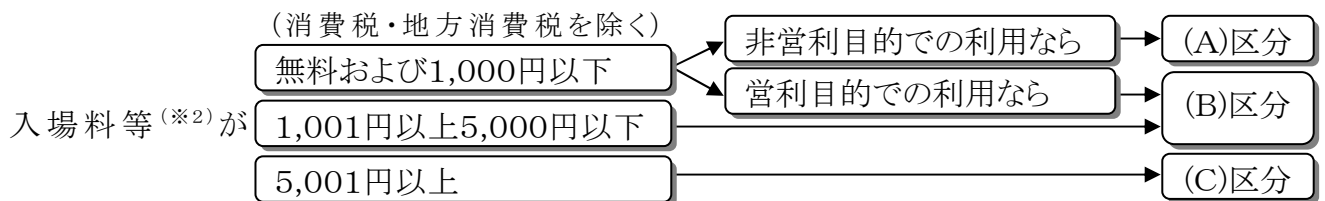
ご利用区分と設備使用料

ホール使用料

(単位:円)

			ご利用区分					
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			8:30	13:00	17:30	8:30	13:00	8:30
			∟	∟	∟	∟	∟	∟
			12:00	16:30	21:30	16:30	21:30	21:30
入場料区分 (※1) および 曜日	(A)	平日	11,000	15,000	20,000	26,000	35,000	40,000
		土曜日	13,000	17,000	24,000	30,000	41,000	49,000
		日曜日・休日	15,000	22,000	26,000	37,000	48,000	53,000
	(B)	平日	22,000	30,000	40,000	52,000	70,000	80,000
		土曜日	26,000	34,000	48,000	60,000	82,000	98,000
		日曜日・休日	30,000	44,000	52,000	74,000	96,000	106,000
	(C)	平日	44,000	60,000	80,000	104,000	140,000	160,000
		土曜日	52,000	68,000	96,000	120,000	164,000	196,000
		日曜日・休日	60,000	88,000	104,000	148,000	192,000	212,000

(※1)「入場料区分」とは？



(※2)「入場料等」とは？

- 1 入場料を徴収しない場合であっても、会費、資料代、その他入場の条件に相当すると認められるものは入場料等とみなします。

- 2 入場料等の額が一律でない場合、当日割増などを含む1人あたりの最高額の入場料区分を適用します。ただし、消費税・地方消費税を除きます。

楽屋使用料**(単位:円)**

		ご利用区分						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		8:30	13:00	17:30	8:30	13:00	8:30	
		12:00	16:30	21:30	16:30	21:30	21:30	
1階	第1楽屋	和室 (約8畳)	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,000
	第2楽屋	和室 (約6畳)	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,000
	第3楽屋	和室 (約15畳)	600	800	1,000	1,400	1,800	2,000
	給湯室		無料					
2階	第5楽屋	和室 (14.5畳)	800	1,000	1,200	1,800	2,200	2,400
	第6楽屋	和/洋室 (約9畳)	400	600	800	1,000	1,400	1,400
	第7楽屋	和/洋室 (約10畳)	400	600	800	1,000	1,400	1,400
	第8楽屋	和室 (約7.5畳)	400	600	800	1,000	1,400	1,400
	第10楽屋	洋室 (約57畳)	1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	5,200
	給湯室		無料					

※ホールの使用について

- 1 最長5日間まで連続してご利用できます。ただし、休館日は含みません。
- 2 ご利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。看板・花などの搬出入、ホワイエの準備・後片付け、ピアノ調律など、全ての作業が時間内に収まるようお願いします。
- 3 練習又は準備のために使用する日については、入場料区分に関わらず、(A)に掲げる使用料を適用します。
- 4 原則としてご利用時間を延長することはできませんが、他の利用に支障がないと認められるときは、超過または繰上することができます。ただし、超過または繰上時間1時間について、夜間の区分にかかる使用料の2割に相当する額をいただきます。

附属設備使用料(有料・・・午前・午後・夜間の区分毎に使用料が必要となります)

	設備	単位	使用料 (円)		設備	単位	使用料 (円)
舞 台	所作台	1式	4,630	照 明	ボーダーライト	1組	820
	オーケストラピット	1式	4,630		フットライト	1組	720
	平台	1枚	70		アッパーホリゾンライト	1組	820
	金・銀屏風	1双	820		ローアホリゾンライト	1組	820
	緋毛せん	1枚	150		スポットライト(1.5KW)	1台	250
	パンチカーペット	1巻	1,030		スポットライト(1KW)	1台	200
	演台	1台	250		スポットライト(500W)	1台	150
	指揮台	1台	130		カッターライト	1台	200
	花台	1台	70		クセノンピンスポットライト	1台	1,030
	椅子	1脚	10		ランプピンスポットライト	1台	510
	長机	1台	70		ストリップライト	1本	200
	上敷	1巻	130		ミラーボール	1台	820
	高座用座布団	1枚	10		オーロラマシン	1台	820
	ホワイトボード	1式	70		火炎マシン	1台	820
	松羽目	1式	610		リップルマシン	1台	820
	映写スクリーン	1式	720		波マシン	1台	820
	ドライアイスマシン	1台	1,030		エフェクトスポットライトシステム	1式	2,570
	譜面台	1台	70		スモークマシン	1台	1,030
音 響	音響反射板	1式	4,630	楽 器	フルコンサートピアノ (YAMAHA CFⅢ)	1台	4,120
	拡声装置	1式	2,060		フルコンサートピアノ (STEINWAY D-274)	1台	4,120
	有線マイク	1本	820	そ の 他	展示用パネル	1枚	50
	ワイヤレスマイク	1本	1,540		ホワイエ等使用料	1㎡	206
	録再機器	1台	1,030		ガス	1口	300
	ステージスピーカー(2本1組)	1式	1,540		コンセント(C型)	1KW	300
	モニタースピーカー(2本1組)	1式	510				
映 像	16mm 映写機	1台	2,060				
	35mm 映写機	1式	10,300				

- 1 ピアノの使用料に調律料および調律の手配は含まれておりません。

【例】 椅子10脚を午前・午後とご利用されると、使用料は10円×10脚×2区分で、合計200円となります。

2 お申込み方法

お申込み期間・・・6ヶ月前の初日から10日前まで

ご利用希望月の6ヶ月前の初日からご利用になる日の10日前までの間にお申込みできます。ただし、月の初日が休館日に当たる場合はその直後の開館日となります。

ご利用希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
お申込み月	10月～	11月～	12月～	1月～	2月～	3月～
ご利用希望月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お申込み月	4月～	5月～	6月～	7月～	8月～	9月～

※ 月初めのご利用は、場合によって、7ヶ月前の初日からお申込みできますので、ご注意ください。(詳しくは8ページをご覧ください。)

月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとする場合の申込み開始日について

当施設の長期利用促進のため、月をまたぐ連続した2日以上を利用しようとするときの申込み開始日については、ご利用希望期間の初日が属する月の6ヶ月前の初日に、お申込みできます。

- 1 例のように、8月31日と9月1日を連続して利用しようとする場合、2月1日にまとめてお申込みできます。
- 2 ただし、連続して利用しようとする内容に、関連性があり不可分である場合のみとします。
- 3 また、利用許可申請後の利用の取消しは、真にやむを得ない場合を除いて差し控えてください。

【例】

通常の申込み開始時期

月	火	水	木	金	土	日
8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
		← 2月1日からの申込み →				
9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
		← 3月1日からの申込み →				

月をまたいで利用する場合の申し込み開始時期

月	火	水	木	金	土	日
8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
		← 2月1日からの申込み →			← 月をまたいで利用 →	
9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
		← 3月1日からの申込み →				

- 4 連続利用は、最長5日間(休館日を含まない)のご利用ができます。

※ 月をまたぐ場合でなくても、最長5日間(休館日を含まない)、連続してご利用ができます。

お申込み時間・・・8時30分から17時00分まで

- 1 各月のお申込み初日のみ午前9時までのお申込みを一括して受け付けし、ご希望が重なった場合は抽選を行います。
- 2 お申込み受付時間は、8時30分から17時00分となります。
※ 抽選に参加する場合は、午前9時までにご来館ください。
※ ご来館の順番は、抽選には影響しません。
- 3 各月のお申込み初日の抽選終了後は、先着順で受け付けします。

お申込み場所・・・春日井市民会館事務所にて

春日井市民会館事務所

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町5-44

TEL 0568-81-5318 FAX 0568-82-8167

お申込み方法・・・直接ご来館ください

- 1 お申込みの際は、ホール使用料をお持ちください。(楽屋使用料・附属設備使用料はご利用最終日のお帰りまでに事務所にて現金でお支払いください。)
- 2 受け付けの間違いを防ぐため、直接ご来館ください。
- 3 お申込みの際、催し物の内容について詳しくお尋ねしますので、催し物の内容についてよく把握している方がお越しくください。
- 4 「市民会館利用許可申請書」、「ご利用内容確認書」に必要事項を記入していただきます。
- 5 電話によるお申込みは受け付けておりません。ただし、抽選後の電話での仮予約は受け付けております。

ご利用の変更・取消

- 1 「市民会館利用許可書」発行後に許可書の内容(ご利用日時、入場料など)に変更が生じた場合は、ご利用日の5日前までに「市民会館利用変更許可申請書」に「市民会館利用許可書」を添えて提出してください。
- 2 お申込み後に、ご利用者の都合によりご利用を取消す場合は、速やかに「市民会館利用許可取消承認申請書」に「市民会館利用許可書」を添えて提出してください。(使用料の払戻しについては、9ページをご覧ください。)

3 支払い

使用料の納付

- 1 ご利用申込みの際に、ホール使用料を現金でお支払いください。
- 2 楽屋・附属設備使用料は、ご利用最終日のお帰りまでに、事務所にて現金でお支払いください。

使用料の払戻し

一度納めていただいた使用料は、次の場合にのみ払戻しいたします。

払戻しの理由	払戻しの金額
公共の福祉のためやむを得ない理由により、財団理事長が利用の許可を取消しまたは中止を命じたとき。	使用料の100分の100
災害その他ご利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき。	使用料の100分の100
ご利用者が、利用日の20日前までに利用の取消しまたは許可事項の変更を申し出た場合において、相当の理由があると財団理事長が認めるとき。	
1 利用日の60日前まで……………	使用料の100分の90
2 利用日の40日前まで……………	使用料の100分の70
3 利用日の20日前まで……………	使用料の100分の30

ご利用までの流れ



4 注意事項

利用の不許可

【春日井市民会館条例 第6条】

次の各号のいずれかに該当するときは、会館の施設等の利用を許可しないことがあります。

- 1 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認めるとき。
- 2 会館をき損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
- 3 会館の管理上支障があると認めるとき。
- 4 その他財団理事長が適当でないとき。

利用の許可の取消し等

【春日井市民会館条例 第10条】

次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用の中止、もしくは会館からの退館を命ずることがあります。それにより生じた損害について財団はその責を負いません。(使用料の払戻しについては、10ページをご覧ください。)

- 1 春日井市民会館条例、同条例施行規則、許可に付けられた条件、および財団理事長の指示に従わなかったとき。
- 2 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 3 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

利用者の遵守事項

【春日井市民会館条例 第9条の3、同条例施行規則 第10・11条】

会館を利用になる方は次に掲げる事項を守ってください。

- 1 会館の施設等の収容定員を超えて入館させないでください。
- 2 会館の原状の変更または回復、会館に入館する方の整理その他会館の施設等の利用については、職員の指示に従ってください。
- 3 会館内外の秩序を保つため必要な整理員を置いてください。
- 4 入館者に次に掲げる事項を守っていただくようお願いしてください。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、または火気を使用しないでください。
 - (2) 会館内を清潔に保つようご協力ください。
 - (3) 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないでください。
 - (4) 所定の場所以外に出入りしないでください。
 - (5) その他会館の管理上不適当と認められるような行為をしないでください。
- 5 許可の際に付けられた条件に従ってください。

目的外利用等の禁止

【春日井市民会館条例 第11条】

会館の施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し若しくは転貸することはできません。

入館者の制限

【春日井市民会館条例 第16条】

次の各号のいずれかに該当する方に対しては、会館への入館を拒絶し、または退館を命ずることがあります。

- 1 感染症にかかっている方
- 2 危険な物品を携帯し、または動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う方
- 3 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認められる方
- 4 会館をき損しまたは滅失するおそれがあると認められる方
- 5 会館の管理上支障があると認められる方

原状回復義務

【春日井市民会館条例 第13・15条、同条例施行規則 第16条】

- 1 会館の利用を終わったとき若しくは利用の許可を取り消されたとき、または利用の中止を命ぜられたときは、直ちに会館を原状に復してください。
- 2 原状回復義務を履行しないときは、財団理事長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収いたします。
- 3 故意または過失により会館をき損し、または滅失した方は、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示に従ってください。

利用器具等の返還

【春日井市民会館条例施行規則 第17条】

会館の施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した設備および器具を職員立会いの上返還してください。

職員の立入り

【春日井市民会館条例施行規則 第12条】

会館の管理上の必要により、利用している会館の施設等を職員が出入りする場合は、これに応じてください。

利用方法等の打合せ

【春日井市民会館条例施行規則 第9条】

会館の施設等の利用に際しては、事前に職員と利用方法その他必要な事項について打合せをしてください。